

# 苧田町新庁舎建設基本構想

素案



令和6年 月

苧田町



# 目次

---

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1	基本構想の策定にあたって.....	1
(1)	基本構想策定の背景と目的.....	1
(2)	基本構想の位置づけ・上位関連計画.....	2
<b>第2章</b>	<b>本庁舎の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1	本庁舎の概要.....	3
(1)	施設配置及び建物概要.....	3
(2)	本庁舎のフロア構成.....	4
2	本庁舎の利用状況.....	6
3	本庁舎の課題.....	7
(1)	耐震性の不足.....	7
(2)	施設の老朽化.....	8
(3)	各種スペースの不足（待合・交流・打合せスペースなど）.....	8
(4)	利便性向上・ユニバーサルデザインへの対応.....	8
(5)	情報セキュリティの強化.....	9
(6)	フレキシビリティ(柔軟性・融通性)への対応.....	9
(7)	駐車場不足等への対応.....	9
(8)	防災拠点としてのさらなる機能拡充.....	9
4	新庁舎建設の必要性.....	10
5	複合化について.....	11
(1)	複合化の基本的な考え方.....	11
(2)	複合化の検討対象と各施設の概要.....	11
(3)	今後の検討方針.....	14
<b>第3章</b>	<b>新庁舎整備の基本方針</b> .....	<b>15</b>
1	基本理念・基本方針.....	15
(1)	前提となる考え方.....	15
(2)	新庁舎整備における基本理念・基本方針.....	16
2	新庁舎の機能構成.....	17
<b>第4章</b>	<b>新庁舎の必要規模</b> .....	<b>18</b>
1	庁舎等規模.....	18
(1)	庁舎等規模算定の基本指標.....	18
(2)	庁舎等規模の検討.....	19
2	付帯施設規模.....	23
(1)	駐車場規模の検討.....	23
(2)	駐輪場規模の検討.....	26

<b>第5章</b>	<b>新庁舎の建設位置</b> .....	<b>27</b>
1	候補地の抽出 .....	27
(1)	前提要件 .....	27
(2)	建設候補地の抽出 .....	30
2	候補地の評価 .....	31
(1)	評価項目の設定 .....	31
(2)	評価方法の設定 .....	31
(3)	候補地の比較・評価 .....	32
3	新庁舎の建設位置 .....	32
<b>第6章</b>	<b>今後の進め方</b> .....	<b>34</b>
1	複合化の方向性 .....	34
2	その他の検討項目 .....	35
(1)	事業手法について .....	35
(2)	概算事業費・財源について .....	35
(3)	事業スケジュールについて .....	35
<b>巻末資料</b>	<b>.....</b>	<b>36</b>

# 第1章 はじめに

## 1 基本構想の策定にあたって

### (1) 基本構想策定の背景と目的

苅田町役場の本庁舎は、昭和 46 年に完成し、その後 2 回の増築を経て現在に至っています。本庁舎は竣工から 50 年以上の時がたち、建物及び設備の老朽化やスペース不足、ユニバーサルデザインやデジタル化への対応に課題があるほか、現行の耐震基準により建設されていないことによる安全性などへの懸念があります。また、本庁舎に隣接する三原文化会館及び歴史資料館についても、ともに築 40 年を超えた公共施設であり、本庁舎と同様に課題や懸念があります。

このような状況を踏まえ、本町では、平成 29 年度に「苅田町庁舎整備方針検討業務 建設方法比較検討資料」(以下「整備方針検討業務」という。)において、庁舎整備の方法として新築建替え・改修の比較検討を行い、「建替えが望ましい」との旨を示しました。令和 2 年度に策定された「苅田町公共施設個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)では、「令和 10～12 年度頃に庁舎の建替えを行う。その際、周辺の類似施設との統合を検討する。」という方針を示しました。その後、令和 3 年度には町職員により「新庁舎建設についての勉強会」(以下「勉強会」という。)を組成し、将来の町役場のありかたについて職員の視点から検討を行っています。

この「苅田町新庁舎建設基本構想」(以下「基本構想」という。)は、これまでの検討経緯を踏まえながら、現状の課題や将来の町民ニーズ、社会的要求を念頭に、本町の新庁舎のありかたについて検討し、その内容を取りまとめるものです。

なお、基本構想の策定にあたっては、外部の有識者や町民等で構成される「苅田町新庁舎建設検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、また、町民・職員アンケート及び各種団体へのヒアリングを実施するなど、町民をはじめとする利用者の意見や要望を十分に踏まえながら専門的な検討を行っています。

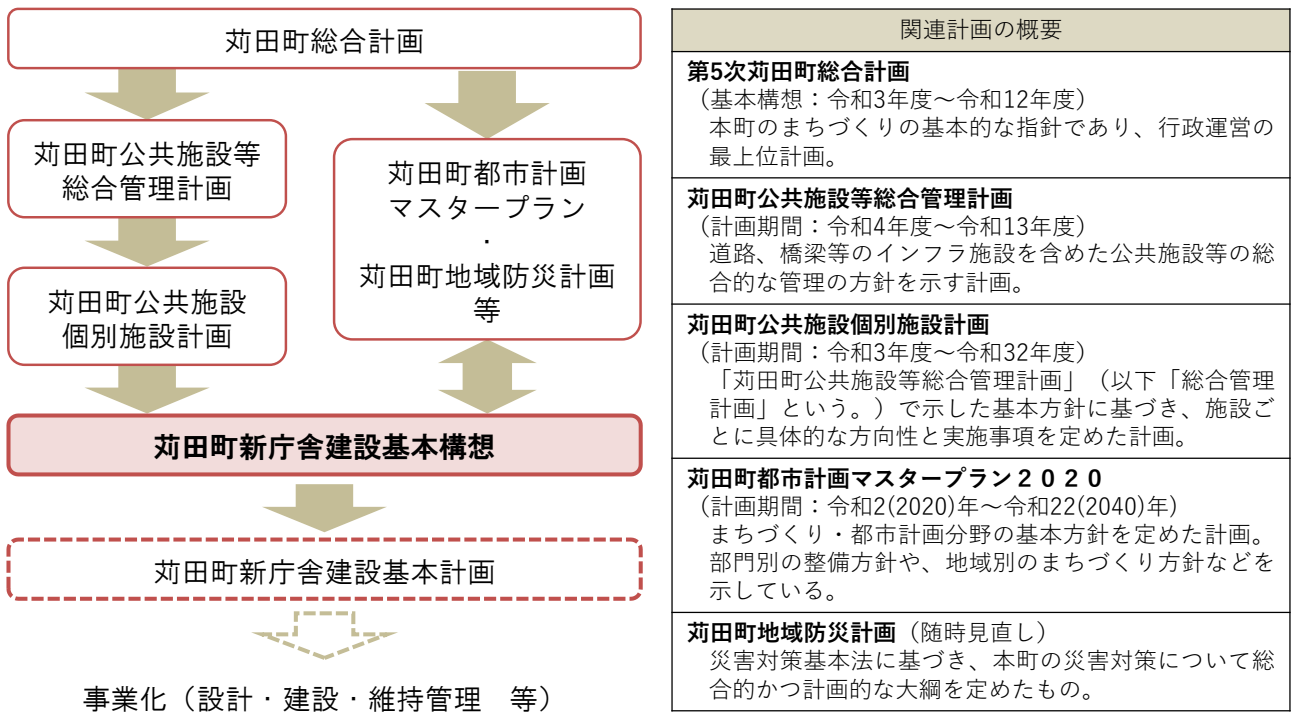
(2) 基本構想の位置づけ・上位関連計画

基本構想は、以下に示すとおり、今後新庁舎の整備を進めていくうえでの基本的な指針となるものです。そのため、今後新庁舎の整備を進めるにあたっては、本町が掲げる各種計画との整合を図ることを前提とします。

基本構想は、具体的な内容として現状の課題や将来の町民ニーズ、社会的要求を念頭に、望ましい新庁舎のありかたや目指すべき方向性を、基本理念・基本方針として整理します。さらに、新庁舎の建設場所や他の公共施設との複合化について検討し、今後具体的な施設計画を進める際の前提条件、基本的な方針を示します。

なお、次のステップとなる基本計画では、基本構想を基に、より具体的な施設計画や、事業化に当たって必要となる諸条件を検討することを予定しています。

< 基本構想の位置と関連計画 >



## 第2章 本庁舎の現状と課題

### 1 本庁舎の概要

#### (1) 施設配置及び建物概要

現在の苅田町役場は、本庁舎の他に車庫、倉庫及び土地区画整理事務所という、大きく4棟の建物構成となっています。また、本庁舎西側に三原文化会館と歴史資料館が隣接して建っており、本庁舎の会議室不足を三原文化会館で補っている状況です。

＜本庁舎周辺配置図＞



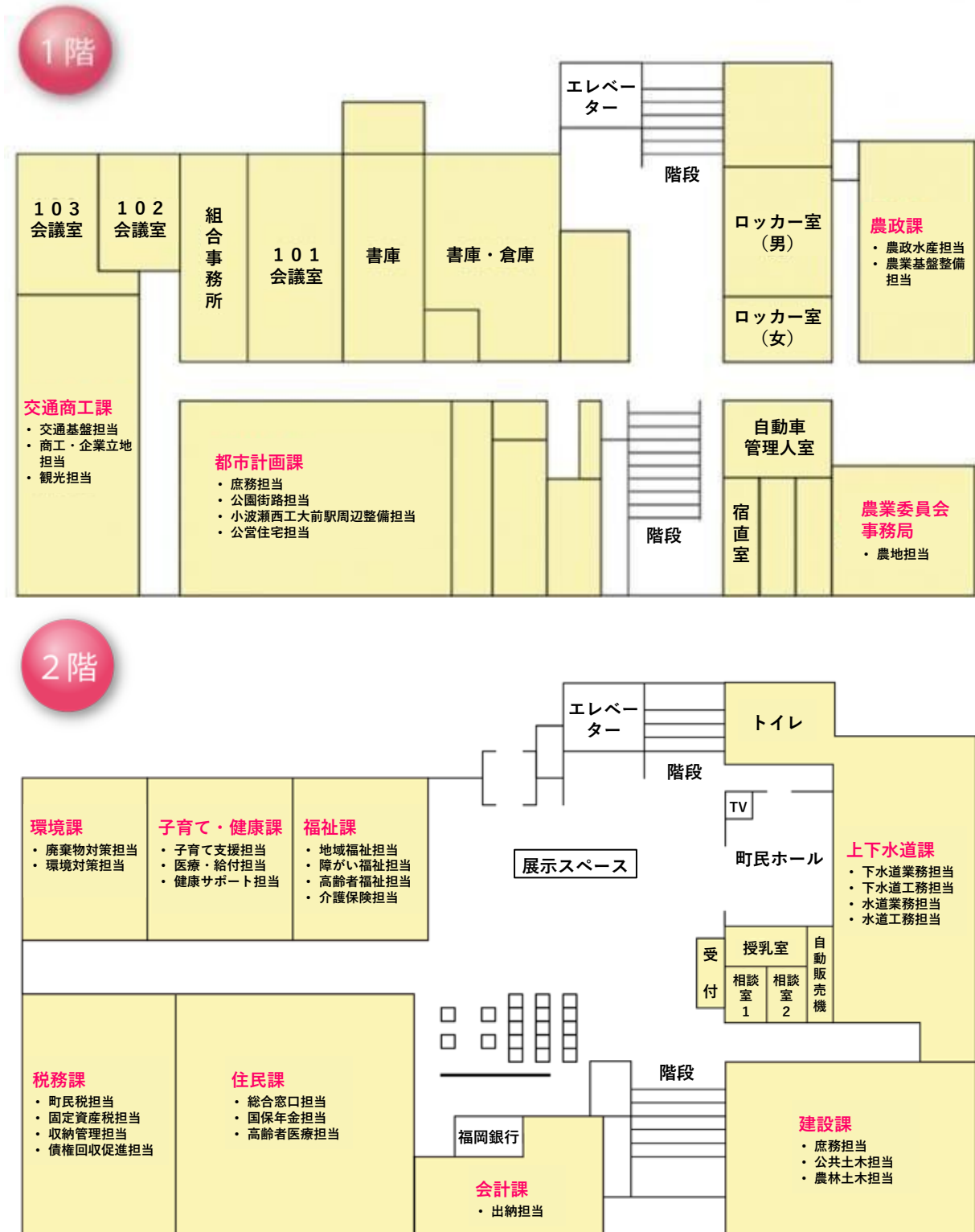
＜建物概要＞

名称	床面積	構造・階数	建設年	概況
本庁舎	5,975.77 ㎡	鉄筋コンクリート造 地上6階、塔屋1階	昭和46年5月 平成元年9月増築 平成12年増築	執務室・会議室・ 議場
プロパン庫	2.31 ㎡	コンクリートブロック造 平屋建て	昭和46年5月	
車庫	445.30 ㎡	鉄骨造 平屋建て	昭和46年5月 昭和57年9月増築	
倉庫	397.78 ㎡	鉄骨造 地上2階	昭和46年5月 増築年不明	
土地区画整理事務所	276.82 ㎡	軽量鉄骨造 地上2階	平成22年7月	執務室・会議室
合計	7,097.98 ㎡			

(2) 本庁舎のフロア構成

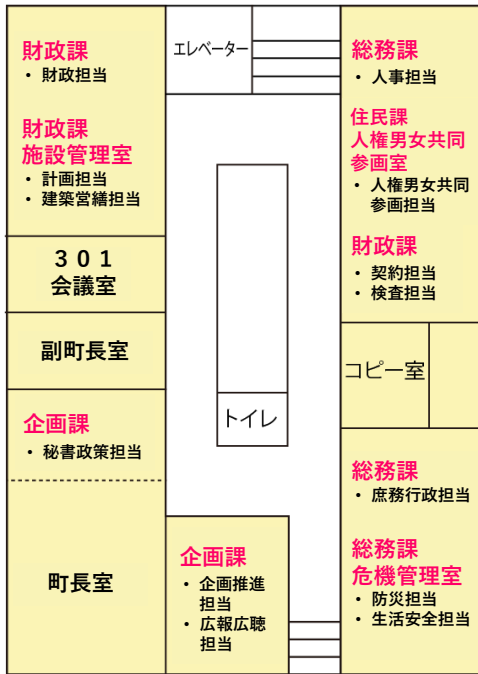
現庁舎は南北に長い建物形状で、主な出入口は東西に設けられています。現敷地には高低差があるため、西側出入口は東側出入口より1フロア高い場所に位置しています。主な窓口は2階に配置されており、東側出入口を利用する来庁者は、まず階段等を利用して2階へ上がる必要があります。

<本庁舎現況平面図(フロアマップ)>

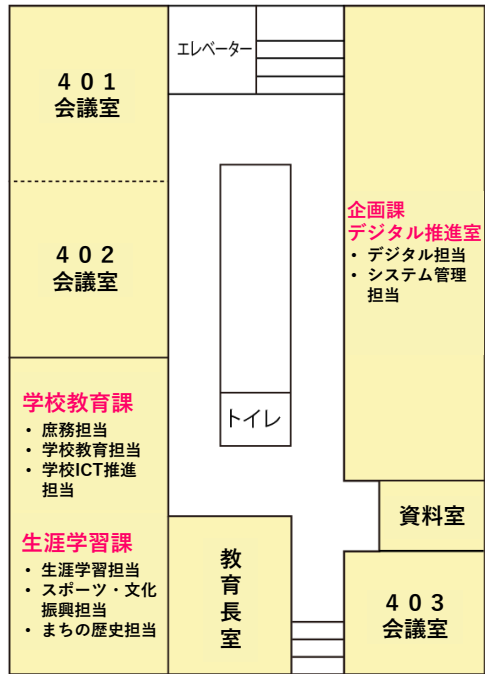




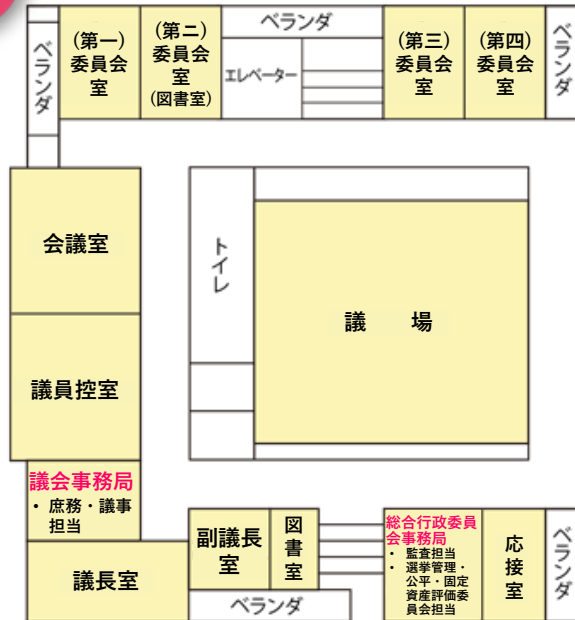
3階



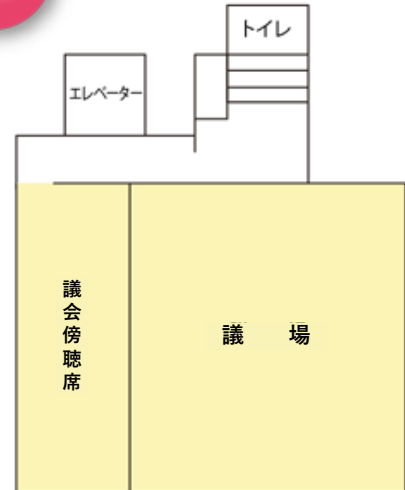
4階



5階



6階



## 2 本庁舎の利用状況

現在の苅田町役場の利用状況(来庁者による使われ方)について、町民アンケート等の庁舎利用者の意見把握調査結果に基づき整理すると、以下のとおりとなります。

### ① 来庁頻度

- 役場庁舎に訪れる頻度として、「年3、4回程度」の来庁頻度が最も多く、回答者の5割弱を占めています。
- その他には、「年1回程度」、「数年に1回程度」の来庁頻度が多く、来庁頻度は高いとは言えない状況です。

### ② 主な交通(来庁)手段

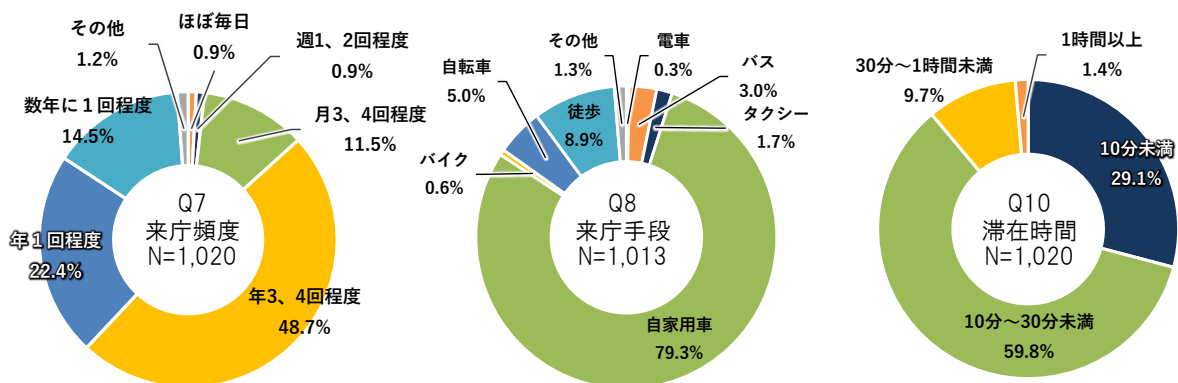
- 役場庁舎に訪れる際の交通手段は、「自家用車」の利用が最も多く、回答者の8割弱を占めています。
- その他には、「徒歩」、「自転車」による来庁が多く見られます。

### ③ 来庁する際の主な用件

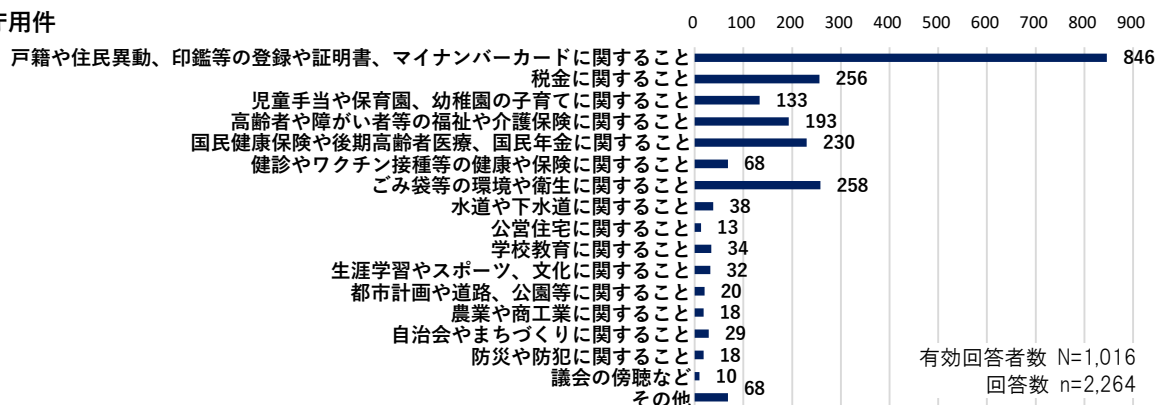
- 役場庁舎に訪れる際の主な用件としては、「戸籍や住民異動、印鑑等の登録や証明書、マイナンバーカードに関すること」が目立って多い状況です。
- その他には、「ゴミ袋等の環境や衛生に関すること」、「税金に関すること」、「国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金に関すること」が主な用件として多く見られます。

### ④ 滞在時間

- 役場庁舎に訪れる際の滞在時間は、「10分～30分未満」が最も多く、回答者の6割を占めています。
- 来庁者のほとんどの方の滞在時間が、1時間以内に留まっている状況が見取れます。



### Q9. 来庁用件



※ 上記グラフは、苅田町新庁舎建設に関するアンケートの調査結果を抜粋しています。

### 3 本庁舎の課題

#### (1) 耐震性の不足

現庁舎は建築基準法において新耐震基準に改正される昭和 56(1981)年より前に建設された建物であることから、平成 23 年度に耐震診断を実施しました。その結果、5階以外の全ての階で構造耐震指標(Is 値)が目標値となる 0.75 を下回っており、耐震補強が必要と判断されています。

大地震時に町民・職員の安全性を確保するだけでなく、後述する防災拠点としての役割を果たすためにも、耐震性能の向上が急務です。

＜平成 23 年度 耐震診断結果＞

方向	階	Is 値		判定
X 方向	6 階	正加力 1.06	負加力 1.06	OK
	5 階	正加力 1.25	負加力 1.14	OK
	4 階	正加力 0.28	負加力 0.28	NG
	3 階	正加力 0.24	負加力 0.24	NG
	2 階	正加力 0.19	負加力 0.19	NG
	1 階	正加力 0.50	負加力 0.51	NG
Y 方向	6 階	正加力 0.48	負加力 0.48	NG
	5 階	正加力 0.87	負加力 0.91	OK
	4 階	正加力 0.73	負加力 0.73	NG
	3 階	正加力 0.65	負加力 0.65	NG
	2 階	正加力 0.58	負加力 0.58	NG
	1 階	正加力 0.64	負加力 0.67	NG

正加力・負加力…地震力の方向として左側から右側方向を正加力、その逆方向を負加力という。  
地震の揺れに対して双方向の耐力があるかどうかを計算しているもの。

#### 【参考】

##### ■ 構造耐震指標 Is 値について

構造耐震指標に用いる Is 値は、地震力に対する建物の強度、靱性(じんせい:粘り強さ)を表すもので、平面等の形状指数や経年劣化を考慮した指標として、建築物の階ごとに算出します。1つ以上の階の Is 値が目標値を下回っている場合、建物全体において耐震性能が不足していると判断されます。

＜参考：構造耐震指標 Is 値についての評価＞

構造耐震指標(Is 値)	震度 6～7 程度の地震に対する Is 値の評価
Is 値が 0.6 以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い。
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある。
Is 値が 0.3 未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 国土交通省告示第 184 号)

##### ■ 庁舎に求められる Is 値

一般の建物では Is 値 0.6 が目標値となりますが、庁舎など、特に重要な防災拠点として機能する施設についてはその重要性を考慮して 0.6 より大きな値を目標値とするケースが多く見られます。

### (2) 施設の老朽化

本庁舎は、築50年以上を経過しており、建物本体では、外壁面のタイルのひび割れ、浮き、塔屋のコンクリートの爆裂等が発生しています。タイルの落下防止策は既に施されており、現段階では、躯体等の主要部分に深刻な劣化は見受けられませんが、今後はコンクリートの中酸化と共に、劣化が進むと考えられます。

また、屋上防水、空調設備、給排水設備については直近の改修から10年以上が経過しており、更新時期に来ています。庁舎機能面の改善及び長寿命化を図るためには、間取りの変更に加え、設備の全面改修が必要な状態です。

なお、エレベーターは平成12年に改修を行っていますが、平成12年、21年、24年に建築基準法が改正されたことで、エレベーターシャフトの遮煙区画、戸開走行保護装置の取付け、地震時の安全対策等において是正が必要な「既存不適格」の状態にあります。

- 町民アンケート等において、役場庁舎を利用する中で不便に感じることで、「建物が古く、老朽化が気になる」との回答が多く見られます。

### (3) 各種スペースの不足（待合・交流・打合せスペースなど）

最も多くの町民が利用する2階の窓口業務エリアは、ロビーをはじめとする待合スペースが狭く、各課のカウンターと待合スペースが離れています。カウンターのプライバシー対策が出来ていない課もあります。

また、町民が利用できるオープンな場所も限られており、来庁時に気軽に滞在、交流できる十分なスペースがありません。

執務エリアでは、収納・打合せスペースが不足しており、特に会議室は隣接する三原文化会館で補っている状態です。令和4年度では、三原文化会館の全利用件数の約4割は行政利用となっており、なかでも大ホールは6割以上が行政利用という状況です。

### (4) 利便性向上・ユニバーサルデザインへの対応

庁舎入口が2か所あり、東側出入口から主な窓口へアクセスするためには1フロア分上へ移動する必要があります。エレベーターも設置されていますが、東側出入口からは分かりづらい配置となっています。

また、庁舎案内サインや各課の表示案内が分かりにくく、来庁者が目的の場所へと行きにくい階層・フロア構成となっています。

さらに、2階に車椅子利用者用トイレが1か所ありますが、執務エリアには無く、広さも十分でないなど「高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の「望ましいレベルの整備」が困難な建物となっています。一般用トイレについても、入口が男女1か所で対面するつくりになっているなど、利用時の十分な配慮ができていません。

- 町民アンケート等において、役場庁舎を利用する中で不便に感じることで、「建物が複雑で、階数や目的の部署が分かりづらい」との回答が多く見られます。

## (5) 情報セキュリティの強化

現庁舎では、2 階の窓口部門や執務室など、来庁者も職員専用エリアに出入りできる平面構成となっているため、場合によっては個人情報や行政資料などのセキュリティ確保に問題が生じる懸念があります。

また、来庁者が利用するロビーやトイレなどの共用エリアと、職員専用の執務エリア間を区画できる建物構造になっていないため、時間外や休日のセキュリティが十分に確保できていません。

## (6) フレキシビリティ(柔軟性・融通性)への対応

現庁舎では、2 階以外の執務室の多くが間仕切壁で区画されており、各階の平面形状やコンクリート壁などの構造躯体の現状から、レイアウトの変更には制約が生じます。そのため、組織機能改革時の機動的な配置など、必要に応じた柔軟な対応ができません。

また、建物全体が OA 化に対応できておらず、1,2 階の一部のみフリーアクセスフロアとなっています。今後ますます進むデジタル化に対応できないことが懸念されます。

## (7) 駐車場不足等への対応

現庁舎では、公用車用の車庫のほか、庁舎東側に 203 台、庁舎西側に 13 台、図書館横に 35 台の駐車場があります。JRの駅からは徒歩圏内にあるものの、来庁者、職員ともに自家用車で来庁する方が大半を占めており、通常時でも西側の駐車場が満杯となることが多く、納税時期などの繁忙期には全体的に駐車場が不足する状況です。

## (8) 防災拠点としてのさらなる機能拡充

本庁舎は、消防本部と並び、本町における防災対策の中核施設に位置づけられています。災害時にも行政機能を維持するためには、施設躯体のみならず非構造部材や設備機器を含めた耐震性の確保が必要となりますが、現庁舎は十分ではありません。また、「苅田町地域防災計画」において、災害時には本庁舎に災害対策本部組織が設置されることとなっていますが、現庁舎内にはそのための十分なスペースの確保が難しい状況です。

さらに、本庁舎は災害時の食料及び生活必需物資の備蓄拠点、避難所に対する物資補給基地に指定されていますが、現庁舎内に十分な備蓄スペースの確保が難しい状況です。

## 4 新庁舎建設の必要性

前節で整理した現庁舎の課題及びこれまでの調査結果等を踏まえ、新庁舎建設の必要性は以下のように整理できます。

- 現庁舎は、現行の耐震基準を充足しておらず、また老朽化も著しいため、今後改修工事を行う場合は、耐震補強工事及び設備改修工事等に多くの費用が必要となること。
  - 現庁舎の築年数を考慮すると、耐震補強及び全面的な設備改修を行っても、一般的には10年程度しか延命できないこと。
  - 今後60年間建物を使用するために必要な費用を想定すると、改修工事を行うよりも現段階で施設の統合・コンパクト化による建替えを行った方が、トータルコストを抑えられること。
  - 現庁舎が抱えている課題の多くは、その根本的な解決のために、改修ではなく全面建替えの必要があること。
- ➡ **全面建替えによる新庁舎建設**を進める必要がある。

なお、新庁舎が現庁舎の課題を解消したうえで、さらに望ましい施設となるよう、今後新庁舎建設に係る検討は次章で設定する基本方針に基づいて進めていくこととします。

## 5 複合化について

### (1) 複合化の基本的な考え方

総合管理計画では、公共施設等の適正な維持管理と更新に関する基本方針のひとつとして、「多様な利活用方法を想定した公共施設の更新」を掲げています。

具体的には、同種の機能を集約することや、異なる機能を複合化することで相乗効果が見込める施設については、公共施設全体の効率化の観点から、施設の更新等の機会に機能の複合化や多機能化を図るというものです。

今回の本庁舎建設にあたっては、公共施設全体の効率化を意識し、本庁舎と他公共施設の複合化の可能性を検討する必要があります。

### (2) 複合化の検討対象と各施設の概要


個別施設計画における方針等に基づき、今後複合化の検討対象になると考えられる施設を以下に示し、各施設の概要を次ページ以降に整理します。

< 検討対象一覧 >


施設名	個別施設計画における方針	配置図
①三原文化会館	新庁舎と複合化する	
②歴史資料館		
③小波瀬水防倉庫		
④失業対策事業詰所・勤労者休憩所		
⑤土地区画整理事務所	日常的な点検により維持保全に努める	

※⑤は現施設の維持保全に努める方針としていますが、個別施設計画における施設の複合化・機能統合等を行った場合の必要施設面積や課題を可視化することを目的とした「モデル事業検討」において、庁舎との複合化・機能統合の対象施設となっているため、上記一覧にあわせて整理しています。

① 三原文化会館


＜施設外観＞	＜基本情報＞	
	施設分類	文化系施設
	所在地	富久町1丁目19-1
	所管課	生涯学習課
	床面積	1,718.00 m <sup>2</sup>
	構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上2階建て
	建築年度	昭和46年1月
＜現在の利用状況＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 集会施設(大ホール・会議室10室・茶室)として利用されている。</li> <li>• 町内外の団体が有料で利用でき、民間企業等も利用できる唯一の公共施設である。</li> <li>• 令和4年度では、全利用件数の約4割は行政利用となっており、なかでも大ホールに関しては6割以上が行政利用という状況。町役場の会議室不足を補う施設となっている。</li> </ul>		
＜その他特筆事項＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化しており、漏水及び鉄筋錆びによるコンクリートの爆裂が目立つ。また、空調は個別方式だが、適切に更新が行われていない為、部品がなく修理ができない状態にあるものが多い。</li> <li>• 耐震診断は未実施だが、新耐震以前の建築物であり、継続して使用するためには耐震改修又は建替えが必要と考えられる。</li> </ul>		

② 歴史資料館


＜施設外観＞	＜基本情報＞	
	施設分類	社会教育系施設
	所在地	富久町1丁目19-1
	所管課	生涯学習課
	床面積	191.00 m <sup>2</sup>
	構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建て
	建築年度	昭和50年6月
＜現在の利用状況＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 展示室として利用され、旧石器～中世を中心とした常設展示を無料で行っている。</li> <li>• 展示スペースの不足により、町民・来訪者に公開する価値のある文化財の公開ができていない。</li> </ul>		
＜その他特筆事項＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化しており、コンクート打ち放しの柱部分に鉄筋のさびによるコンクリートの爆裂がみられる。文化財に係る収蔵庫(倉庫)も老朽化及び不足しており、文化財が適切な方法で保存されていない。</li> <li>• 耐震診断は未実施だが、新耐震以前の建築物であり、継続して使用するためには耐震改修又は建替えが必要と考えられる。</li> <li>• 老朽化かつ史跡近接地に位置するため、国・県・有識者から移設するように指摘を受けている。</li> </ul>		




### ③ 小波瀬水防倉庫

<施設外観>	<基本情報>	
	施設分類	防災施設
	所在地	与原 3 丁目 3-10
	所管課	総務課危機管理室
	床面積	24.00 m <sup>2</sup>
	構造・階数	コンクリートブロック造・平屋建て
	建築年度	昭和 57 年度
<現在の利用状況>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災資材等の保管に利用されている。</li> </ul>		
<その他特筆事項>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>個別施設計画において、災害時の拠点となる新庁舎敷地内に統合する方針が示されている。</li> </ul>		

### ④ 失業対策事業詰所・勤労者休憩所

<施設外観>	<基本情報>	
	施設分類	その他行政系施設
	所在地	磯浜町 2 丁目 5-2
	所管課	建設課、環境課、都市計画課
	床面積	395.23 m <sup>2</sup>
	構造・階数	木造等・平屋建て
	建築年度	昭和 59 年度
<現在の利用状況>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>設置当初の利用目的は終了しており、現在では建設関連の資材・車両等の倉庫として利用されている。</li> </ul>		
<その他特筆事項>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者が民間(UBE三菱セメント、九州電力)であるため、建替え及び用途変更の際は協議が必須である。</li> </ul>		

⑤ 土地区画整理事務所

<施設外観>	<基本情報>	
	施設分類	行政系施設
	所在地	富久町1丁目19-1
	所管課	総務課
	床面積	276.82㎡
	構造・階数	軽量鉄骨造・地上2階建て
	建築年度	平成22年7月
<現在の利用状況>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 執務室・会議室として利用されている。</li> </ul>		
<その他特筆事項>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の区画整理事業が令和8年度で終了する見込みだが、その後の事務所用途は決まっていない。</li> </ul>		

(3) 今後の検討方針

新庁舎と複合化する施設、また、それに伴って新庁舎に導入する機能等については、利用者の利便性向上やニーズ対応、建設位置における周辺施設との連携等にも関連するため、次章以降で設定する新庁舎整備の基本方針や建設場所、今後進める施設計画等において複合化を想定して検討を進めます。

# 第3章 新庁舎整備の基本方針

## 1 基本理念・基本方針

### (1) 前提となる考え方

新庁舎整備の基本理念・方針は、以下の4つの観点や主な考え方を踏まえて設定します。

#### ■ 現庁舎が抱える課題の解決

- 耐震性の不足
- 施設の老朽化
- 各種スペースの不足(待合・交流・打合せスペースなど)
- 利便性向上・ユニバーサルデザインへの対応
- 情報セキュリティの強化
- フレキシビリティ(柔軟性・融通性)への対応
- 駐車場不足等への対応
- 防災拠点としての更なる機能拡充 など

#### ■ 新庁舎に求められる役割

- 「町民の安全・安心な暮らしを支える拠点」となる庁舎
- 「町民サービスの向上」と「円滑な事務の執行」につながる庁舎
- 「環境に配慮した」庁舎
- 「高度情報化に対応した」庁舎

「荻田町庁舎整備方針検討業務 建設方法比較検討資料」より

スマート(シンプル・コンパクト・フレキシブル)で未来の変化に柔軟にできる箱

#### 新庁舎コンセプト:スマート庁舎の実現

- 住民サービスの向上
- デジタル技術の活用
- 求められる社会的テーマへの対応
- リスクへの備え

「新庁舎建設についての勉強会 ～職員目線の新庁舎デザイン～」より

#### ■ 町民等利用者のニーズ

##### 意向把握調査結果 (整備理念・機能・複合化の考え方 など)

- 新庁舎のあり方・機能として「町民サービスや業務の効率性の向上につながる庁舎」「災害に強く安全な庁舎」を重要視
- 複合化においては、財政負担の軽減を図りつつ、様々なサービスを受けられることを重要視
- 誰もが気軽に利用できる、まちの他のサービスとの連携強化を図ること等の要望も見られる

#### ■ 上位計画等におけるまちの目指す将来像・公共施設のあり方

- 誰もが安心して心豊かに暮らせるまちづくり  
持続可能なまちづくり  
荻田らしさの創造、魅力があり住みやすく感じられるまちづくり
- 「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 荻田
- 地域の個性・魅力が磨かれ 住みたい 訪れたい町 荻田
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- 公共施設等の機能と総量の最適化  
適正な維持管理と更新  
住民・事業者等との連携
- 施設の更新等に際しての施設の適正配置・最適化  
施設の長寿命化

### (2) 新庁舎整備における基本理念・基本方針

前提となる考え方に基づき、新庁舎整備における基本理念・基本方針を設定します。

基本理念：

**みんなの安全・安心と心豊かな暮らしを支えつづけるスマート庁舎**

- 災害に強い、手続きが簡単、すぐに相談できる、まちや人とのつながりが感じられる等、安心感や心豊かな暮らしを支える場所となることを目指します。
- シンプルかつコンパクトでありながら、利便性の向上だけでなく、SDGs・脱炭素、人口減少等による機構改革等の社会的変化にも、将来にわたって柔軟に対応することができる“スマート庁舎”を目指します。
- まちの顔となる庁舎施設とその他の公共施設との複合化を進めることで、公共施設の適正配置・最適化というまちの公共施設全体の方針の実現に寄与し、持続可能なまちづくりにつながる整備とします。

基本方針：

#### 1. 災害に強く、安全・安心な庁舎

【関連語句】 ・防災 ・耐震性 ・災害拠点 ・BCP ・リスクへの備え ・セキュリティ対策

#### 2. すべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインの庁舎

【関連語句】 ・ユニバーサルデザイン ・開かれた庁舎

#### 3. 機能性・利便性を確保し、町民サービスや業務効率の向上につながる庁舎

【関連語句】 ・利用しやすい窓口(ワンストップなど) ・行政手続きのデジタル化の推進  
・働きやすい庁舎 ・ICT活用 ・DX推進

#### 4. 町民の交流促進や協働のまちづくりができる庁舎

【関連語句】 ・町政の情報発信 ・町民とのつながり ・町民との協働 ・町民同士の交流促進  
・多文化共生

#### 5. 苅田町の地域特性を踏まえ、環境と共生するサステナブルな庁舎

【関連語句】 ・カーボンニュートラル ・ZEB ・省エネルギー ・環境との共生

#### 6. 経済的で将来変化に柔軟に対応できる庁舎

【関連語句】 ・LCC低減 ・フレキシビリティ ・維持管理・更新の容易性

## 2 新庁舎の機能構成

基本理念や基本方針を実現するために必要と考えられる機能や方策を整理します。構想ではおおよその機能・方策を示し、基本計画において規模等との整合を図りながら、具体的な内容を検討し、示します。

なお、具体方策の例は機能内容がイメージしやすいよう例として示すもので、導入が決定しているわけではありません。具体的な方策は基本計画時点で検討を行います。

### ＜基本方針と必要機能・方策＞

基本方針：

#### 1. 災害に強く、安全・安心な庁舎

【関連語句】

- ・防災 ・耐震性 ・災害拠点 ・BCP
- ・リスクへの備え ・セキュリティ対策

必要機能・方策（案）：

- ・ **防災機能**
- ・ **危機管理**
- ・ **セキュリティ対策機能**

具体方策の例：

- …耐震性確保、ライフライン維持
- …災害対策本部室の設置、災害時対応
- …セキュリティゾーニング計画、ICカード等施錠システムの導入

#### 2. すべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインの庁舎

【関連語句】

- ・ユニバーサルデザイン ・開かれた庁舎

- ・ **ユニバーサルデザインの採用**
- ・ **利用しやすい駐車場・駐輪場**

- …ゆとりある移動空間、分かりやすい案内サイン、利用しやすいトイレ等
- …適切な台数の確保、ふくおか・まごころ駐車場、車寄せスペースの計画等

#### 3. 機能性・利便性を確保し、町民サービスや業務効率の向上につながる庁舎

【関連語句】

- ・利用しやすい窓口(ワンストップなど)
- ・行政手続きのデジタル化の推進
- ・働きやすい庁舎 ・ICT活用 ・DX推進

- ・ **手続きしやすい窓口機能**
- ・ **働きやすい執務空間**

- …ワンフロア・ワンストップサービス、手続きのデジタル化の推進、プライバシー配慮、快適な待合スペース
- …ユニバーサルレイアウト、ICT対応、会議室・書庫・倉庫の適正配置、福利厚生機能

#### 4. 町民の交流促進や協働のまちづくりができる庁舎

【関連語句】

- ・町政の情報発信 ・町民とのつながり
- ・町民との協働 ・町民同士の交流促進
- ・多文化共生

- ・ **情報発信機能**
- ・ **町民協働・交流機能**
- ・ **開かれた議会**

- …町政や最新情報等の発信、デジタルサイネージ
- …町民のための協働・交流スペース
- …利用しやすい議場・傍聴席、傍聴システム

#### 5. 苅田町の地域特性を踏まえ、環境と共生するサステナブルな庁舎

【関連語句】

- ・カーボンニュートラル ・ZEB
- ・省エネルギー ・環境との共生

- ・ **カーボンニュートラル**
- ・ **パッシブデザイン**
- ・ **省エネ技術の導入**
- ・ **適切な運用管理**

- …ZEBを考慮した施設計画
- …自然光、雨水利用等の自然エネルギーの活用
- …LED採用、高効率の空調システム導入、エコマテリアルの採用
- …運用管理システムの導入

#### 6. 経済的で将来変化に柔軟に対応できる庁舎

【関連語句】

- ・LCC低減 ・フレキシビリティ
- ・維持管理 ・更新の容易性

- ・ **ライフサイクルコスト低減**
- ・ **フレキシビリティ**
- ・ **維持管理・更新の容易性**

- …維持管理・運営段階を含む事業全体費用に配慮した計画、長寿命
- …将来の施設ニーズに対応するためのレイアウト、間仕切壁の導入
- …日常的な清掃が容易な計画、適切な維持管理スペース・ルート確保

#### ■ 複合化機能について

- ・ 他の用途(文化・社会教育系施設など)との複合化が想定されますが、新庁舎整備における基本理念・基本方針に基づく整備が可能となるよう、複合化する機能について検討・整理します。
- ・ 具体的な機能は、次章以降での検討を踏まえて、基本計画において示すこととします。

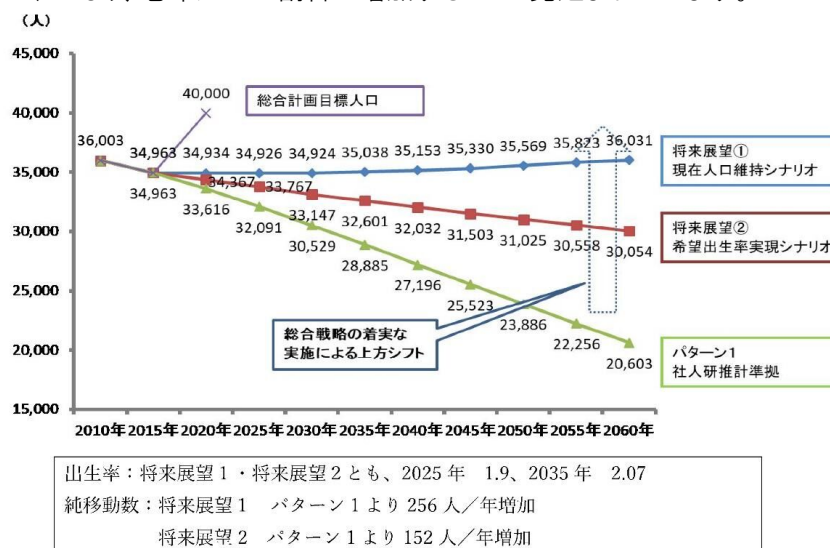
# 第4章 新庁舎の必要規模

## 1 庁舎等規模

### (1) 庁舎等規模算定の基本指標

本町の人口は、令和5年7月末時点で 37,756 人ですが、苅田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(改訂版)の人口推計では、自然減及び社会減を抑止する施策を行いながら、2060 年において3万人から3万6千人の実現を見込むとしています。施策を実施しない場合は約2万1千人まで減少すると推計されています。

人口構成については、施策を実施した場合で高齢化率は 26.5%から 29.6%、施策を実施しない場合の高齢化率は 38.5%となり、老年人口の割合が増加することが見込まれています。



上記のような本町の将来の人口減少に伴い、職員数の削減が考えられますが、それと同時に、デジタルトランスフォーメーションの進行などの社会的な仕組みの変化や町民の生活スタイルの多様化などによる行政需要・町民ニーズの変化も考えられ、その変化に対応できる将来の行政組織の在り方や具体的な職員数の規模については、現時点において予測することが困難です。

以上のことから、今回整備する庁舎について、適切で快適な町民サービスの提供ができるよう、現時点で入居対象となる組織・職員が収容可能な規模が必要であるため、入居対象となる組織の職員数と議員数(令和5年7月時点)を、庁舎規模を算定するための基本指標として、設定します。

#### < 庁舎規模算定の基準(職員数・議員数) >

人数		概要
職員数	330 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居対象となる組織に属する職員数(330 人)</li> <li>※令和5年7月時点における組織の職員配置人数</li> <li>※特別職、再任用、会計年度任用職員を含む</li> <li>※令和8年度の総合保健福祉センター(以下「パンジープラザ」という。)の用途廃止に伴い、庁舎に移転する子育て・健康課子ども家庭相談担当職員と本来庁舎に配置すべき土地区画整理事務所職員を含む</li> <li>※白川出張所・清掃事務所・浄化センター・学校給食センター・各公民館や図書館・総合体育館等の出先機関職員は除外</li> </ul>
議員数	16 人	「苅田町議会議員の定数に関する条例」の規定数より

## (2) 庁舎等規模の検討

### ① 基準面積の算定

(1)に整理する基本指標により起債対象事業費算定基準※(以下「旧総務省基準」という。)に沿って算定した基準面積は、以下のとおりとなります。

＜新庁舎の基準面積＞

区分	職区分	職員数	換算率	換算職員数	面積㎡
A 執務室	特別職	3	20	60.0	2,529
	部長・次長級	0	9	0.0	
	課長級	27	5	135.0	
	課長代理級・係長	67	2	134.0	
	一般職員 (再任用・非常勤等を含む)	233	1	233.0	
	計	330		562.0	
面積計算		562.0 人 × 4.5㎡/人			
B 倉庫	A 面積 (㎡)	× 共用面積率13%			329
	2,529	× 0.13			
C 付属面積/会議室・ 便所等	職員数 (人)	× 1人当たり面積 (㎡)			2,310
	330	× 7.0			
D 玄関・広間・廊下・ 階段等	A+B+C 面積 (㎡)	× 共用面積率40%			2,067
	5,168	× 0.4			
E 議事堂/議場・ 委員会室・議員控室等 (車庫は別途)	議員定数 (人)	× 1人当たり面積 (㎡)			560
	16	× 35.0			
		合計			7,795
				≒	<b>7,800</b>

※R5年7月1日時点

※起債対象事業費算定基準(旧総務省基準)…総務省地方債同意基準に定める庁舎標準面積算定基準のこと。

平成 23 年度に廃止されているが、新庁舎建設の規模設定において他自治体でも多く用いられており、完成後の規模においても大きくかけ離れない基準となっている。

### ② 付加機能面積の検討

旧総務省基準による規模算定(前項①)に含まれていない付加機能の面積を設定します。

町民アンケートや意見箱等で要望が多く、前章で設定した町民交流・協働機能や利便機能、危機管理機能や福利厚生機能などを付加機能面積として確保することとし、下表に示す規模を見込みます。

なお、基本構想に示す諸室やスペースの設定面積は、使い方を想定したうえでの目標値であり、基本計画及び設計段階において、町民ニーズ等を取り入れながら再度検討します。

＜付加機能面積の設定＞

基本方針	諸室・スペース	面積(㎡)	合計(㎡)
1 災害に強く、 安全・安心な庁舎	災害対策本部室・支援室	(150)※	(300)※
	備蓄倉庫	(50)※	
	非常用発電機室	(100)※	
3 機能性・利便性を確保し、 町民サービスや業務効率の 向上につながる庁舎	キッズコーナー・授乳室	50	150
	相談室・個別ブース	(50)※	
	更衣室	(150)※	(150)※
	サーバー室等	100	
4 町民の交流促進や 協働のまちづくりが できる庁舎	町民交流・多目的スペース・ 町民協働スペース・情報コーナー	150	200
	売店・飲食スペース等	50	
	合計		

( )※は別途計上せず、庁舎の基準面積に含むものとする。

③ 先進事例との比較検証

近年整備された庁舎及び整備が予定されている庁舎の事例との比較により、庁舎の基準面積の設定の妥当性を検証します。

人口1人当たりの庁舎面積について、行政規模が近い自治体事例の平均では約0.25㎡/人、行政規模の大きい自治体事例の平均では0.16㎡/人となっており、本町の設定である0.22㎡/人と同等の面積となっています。

また、職員1人当たりの庁舎面積について、本町の設定である24.7㎡/人は、行政規模が近い自治体事例の平均である25.7㎡/人や行政規模が大きい自治体事例の平均である27.7㎡/人よりも小さな値となることから、過剰な規模設定でないことが分かります。

＜行政規模が近い自治体における庁舎規模の事例＞

自治体名	竣工年	人口[人]	職員数[人]	庁舎面積[㎡]	人口当たり面積[㎡/人]	職員数当たり面積[㎡/人]
築上町(福岡県)	2021年	17,000	203	6,480	0.38	31.9
宮若市(福岡県)	2020年	30,000	276	6,799	0.23	24.6
嘉麻市(福岡県)	2020年	35,150	370	9,652	0.27	26.1
神埼市(佐賀県)	2020年	31,840	256	7,200	0.23	28.1
嬉野市(佐賀県)	2026年	24,900	288	6,600	0.27	22.9
西脇市(兵庫県)	2021年	38,350	333	7,350	0.19	22.1
大泉町(群馬県)	2026年	41,500	295	7,200	0.17	24.4
<b>平均</b>	—	—	—	—	<b>0.249</b>	<b>25.7</b>
<b>苅田町</b>	—	37,750	330	8,150	<b>0.216</b>	<b>24.7</b>

※庁舎面積は、基本計画における計画面積を示す

＜行政規模が大きい自治体における庁舎規模の事例＞

自治体名	竣工年	人口[人]	職員数[人]	庁舎面積[㎡]	人口当たり面積[㎡/人]	職員数当たり面積[㎡/人]
八女市(福岡県)	2024年	64,000	464	12,000	0.19	25.9
鳥栖市(佐賀県)	2023年	73,400	351	12,250	0.17	35.6
飯塚市(福岡県)	2017年	131,100	601	18,000	0.14	30.0
糸島市(福岡県)	2023年	100,100	600	14,800	0.15	24.7
八潮市(埼玉県)	2024年	89,000	564	13,000	0.15	23.0
長岡京市(京都府)	2023～2026年	81,000	488	16,000	0.20	32.8
守山市(滋賀県)	2023年	87,400	523	13,500	0.15	25.8
貝塚市(大阪府)	2022年	82,000	513	12,000	0.15	23.4
<b>平均</b>	—	—	—	—	<b>0.163</b>	<b>27.7</b>
<b>苅田町</b>	—	37,750	330	8,150	<b>0.216</b>	<b>24.7</b>

※庁舎面積は、基本計画における計画面積を示す

基準面積 7,800㎡ + 付加機能面積 350㎡ = **8,150㎡** を庁舎機能面積として設定します。



#### ④ 複合化施設部分の規模検討

前項①～③により設定した庁舎機能面積とは別に、複合化施設部分の面積を検討・設定します。

第2章で示した複合化検討対象施設の現状面積を整理すると、以下のとおりとなります。

＜複合化検討対象施設の現状面積＞

施設	用途	延床面積(個別施設計画)
①三原文化会館	文化系施設／集会施設	1,718.00 m <sup>2</sup>
②歴史資料館	社会教育系施設／常設の展示室	191.00 m <sup>2</sup>
③小波瀬水防倉庫	防災施設／防災資材等の保管	24.00 m <sup>2</sup>
④失業対策事業詰所・勤労者休憩所	その他行政系施設／建設関連の資材・車両等の倉庫	395.23 m <sup>2</sup>
⑤土地区画整理事務所	行政系施設／執務室・会議室	276.82 m <sup>2</sup>
合計		2,605.05 m <sup>2</sup>

＜参考：三原文化会館の面積内訳＞

1階		2階	
室名	床面積(m <sup>2</sup> )	室名	床面積(m <sup>2</sup> )
大ホール(調整室共)	228	会議室(調整室共)	78
大会議室	47	会議室(踏込み共)	87
多目的ホール	84	会議室	28
中会議室	38	会議室	44
小会議室	21	中会議室	39
事務室	42	会議室 10 帖	21
復元作業室・控室	30	待合室 6 帖	11
倉庫・機械室等	122	茶室 8 帖	14
玄関ホール	79	茶室 4.5 帖	10
ロビー	134	和室踏込み等	41
展示ホール	62	ロビー	69
廊下・トイレ他	115	廊下・トイレ他	86
1階床面積 計	1,002	2階床面積 計	528
延床面積		1,530 m <sup>2</sup>	

※面積内訳の数値は図面から拾っているため、延べ床面積が上部に示す現状面積と異なります。

#### ■ 複合化施設部分の面積設定の考え方・方向性

複合化施設部分の面積を設定する際の考え方を以下のとおり整理します。

- ①三原文化会館について、会議室機能面積は 1・2 階合計で約 750 m<sup>2</sup>となっており、現在の利用状況や町民アンケート及び団体ヒアリング等の結果を考慮し、同等規模を複合化施設部分として確保します。なお、面積は複合化に伴い共用部面積を加算する考えから、3 割程度加えた 1,000 m<sup>2</sup>とします。
- ②歴史資料館について、展示スペースとして現状と同等規模の 200 m<sup>2</sup>を確保します。なお、現在三原文化会館に設けられている文化財の保存スペース等は別途確保することとします。
- ③小波瀬水防倉庫は、庁舎の付加機能部分で想定する防災用備蓄倉庫と用途が異なるため、現状と同等面積の 20 m<sup>2</sup>を複合化施設部分として確保します。
- ④失業対策事業詰所・勤労者休憩所は、現在の利用状況を鑑みて、現状の 7 割程度の面積である 290 m<sup>2</sup>を複合化施設部分として確保します。
- ⑤土地区画整理事務所は、庁舎の基準面積算定においてその面積を算入しているため、改めて複合化施設部分として確保しないものとします。

①三原文化会館：750 × 1.3(共用部加算) ÷ 975 ⇒ 1,000 m <sup>2</sup>	}	1,510 m <sup>2</sup>
②歴史資料館：200 m <sup>2</sup>		
③小波瀬水防倉庫：20 m <sup>2</sup>		
④失業対策事業詰所・勤労者休憩所：290 m <sup>2</sup>		
		↓
		1,500 m <sup>2</sup> を複合化施設部分 面積として設定します

### ⑤ 庁舎・複合施設全体の概略規模設定

これまでの検討結果より、庁舎機能面積及び複合施設部分面積を合わせた庁舎・複合施設全体の概略規模は、**約 9,650 m<sup>2</sup>**となります。

なお、基本構想で算定している施設規模は、主に第5章の検討に必要な敷地面積算出の参考として設定する概略規模となります。基本計画において具体的な機能や施設計画の検討を進める際に、あわせて精査します。



## 2 付帯施設規模

### (1) 駐車場規模の検討

#### ① 現在の駐車場利用状況

現在、役場本庁舎周辺で、来庁者及び職員が利用している駐車場は下図に示す5箇所であり、年度末前後や夏季を除いた通常期の利用状況は下記のとおりです。

来庁者は①庁舎東側、②庁舎西側、③図書館横の駐車場を利用し、職員は①庁舎東側、④図書館裏、⑤体育館第2駐車場を利用しています。

来庁者用の駐車舞台数としては、三原文化会館や歴史資料館の利用も含まれますが、**約 138 台分確保**されている状況です。



<現在の駐車可能台数と駐車舞台数の整理>

場 所	駐車可能台数(台)	来庁者用台数(台)	職員用台数(台)
① 庁舎東側	203	90	113
② 庁舎西側	13	13	—
③ 図書館横	35	35	—
④ 図書館裏	39	—	39
⑤ 体育館第2駐車場	21	—	21
計	311	138	173

※公用車について、現庁舎敷地においては公用車車庫を含めて 60 台分ある。

② 来庁者用駐車場規模の検討

新庁舎における来庁者用駐車場の必要規模は、1日当たりの車での来庁台数と平均的な滞留(滞在)時間や車の最大滞留量を基に算出します(「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」関龍夫、「最大滞留量の近似的計算法」岡田光正より)。

■ 1日当たりの車の平均来庁台数の想定

所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口部門以外の利用として想定し(「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」関龍夫より)、町民アンケート結果より、来庁者の約77%が自家用車を利用していることから、1日当たりの車の平均来庁台数は以下のとおりとなります。

区分	人口(人) ※令和5年7月	×	人口に対する 来庁割合	×	自動車利用率	=	1日当たりの 平均来庁台数
窓口部門の来庁台数	37,750	×	0.9%	×	77%	=	262台/日
窓口部門以外の来庁台数	37,750	×	0.6%	×	77%	=	175台/日

■ 必要駐車場台数の算定

庁舎を利用する際の滞在時間は、町民アンケート結果から約60%の来庁者が10~30分未満、約30%の来庁者が10分未満、約10%の来庁者が30分から1時間以上となっています。

このことから、窓口部門の滞在時間を20分、窓口部門以外の滞在時間を60分と想定し、これに集中率を加味して必要駐車場台数を算定すると以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{必要駐車台数} &= \text{最大滞留量(台/時間)} \\ &= \text{1日当たりの平均来庁台数} \times \text{集中率}(\alpha) \times \text{平均滞在時間}(T)/60 \\ &\text{※集中率}(\alpha): 30\% \text{ (「最大滞留量の近似的計算法」 庁舎は一般事務所等と同じ扱い)} \end{aligned}$$

区分	1日当たりの 平均来庁台数	×	集中率(α)	×	平均滞在時間 (T)/60	=	設定台数
窓口部門	262	×	30%	×	0.33	=	26台
窓口部門以外	175	×	30%	×	1.00	=	53台
					計		79台

上記必要駐車場台数の算定において、計79台が設定台数と考えられますが、一時的な確定申告会場としての運用や転入・転出手続き等が多くなる1月から年度の変わり目前後の来庁者が集中する時期には車両数も増えるため、余裕を見て**94台程度**(2割増し)確保することを目安とします。

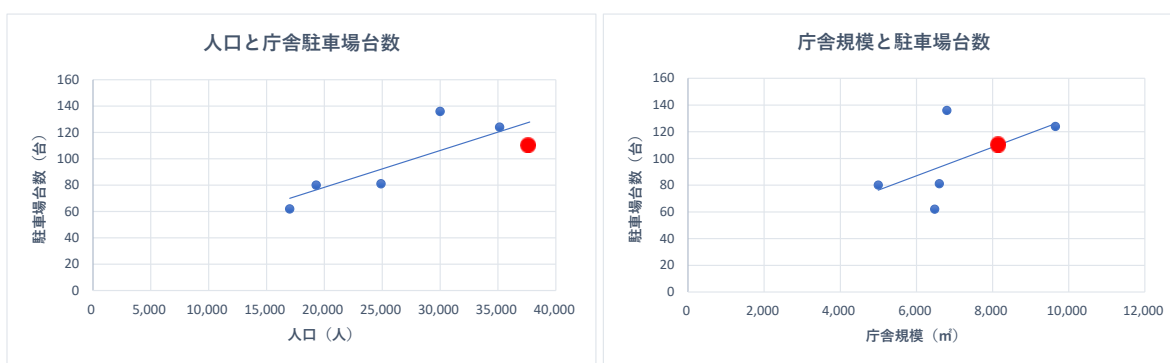
更に、議会閉会時に一般開放することを加味して、議員用駐車場台数16台を加え、**来庁者用駐車場台数を110台程度**確保することとします。

なお、上記に示す台数には、車いす使用者用駐車施設やふくおか・まごころ駐車場も含まれており、その台数については、今後検討します。

### ③ 先行事例との比較検証

近年整備された庁舎及び整備が予定されている庁舎の駐車場事例との比較により、来庁者用駐車場の設定の妥当性を検証します。

区分	人口(人)	庁舎規模(m <sup>2</sup> )	来庁者用駐車台数(台)
築上町(福岡県)	17,000	6,480	62
広川町(福岡県)	19,300	4,995	80
宮若市(福岡県)	30,000	6,799	136
嘉麻市(福岡県)	35,150	9,652	124
嬉野市(佐賀県)	24,900	6,600	81
<b>苅田町</b>	<b>37,750</b>	<b>8,150</b>	<b>110</b>



上図に示すように、本町における来庁者用駐車台数の設定値(赤丸で示す位置)は、先行事例による近似直線に接近しており、設定値はほぼ妥当なものと判断できます。

来庁者用駐車台数を **110 台程度** 確保することとします。

### ④ 複合化施設部分における駐車場の規模検討

三原文化会館や歴史資料館の利用者を含む来庁者が利用可能な現状の駐車台数(計 138 台)より、それと同等程度の駐車台数を新庁舎に設けることを加味して、複合化施設部分における駐車台数を 30 台程度確保することとします。

複合化施設部分の駐車台数を **30 台程度** 確保することとします。

### ⑤ 公用車用駐車場の規模検討

公用車について、新庁舎整備に伴い敷地内に駐車する予定としているものは、現状で 63 台(現庁舎敷地内 60 台、パンジープラザ敷地内 3 台)あります。

今後、公用車台数の整理を行いながら、公用車用駐車場として、同程度の台数を敷地内に設ける方向で検討します。

公用車用駐車台数を **63 台程度** 確保することとします。

⑥ 職員用駐車場の規模検討

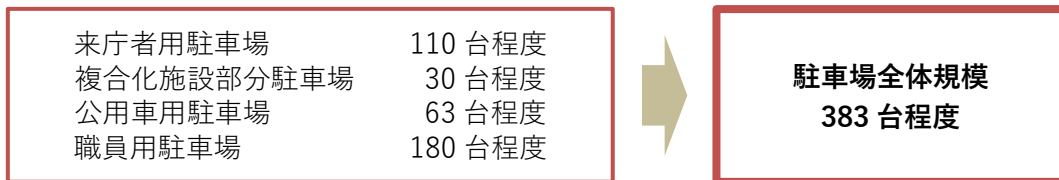
現在、職員用駐車場は庁舎東側や図書館裏、体育館第2駐車場に合計約 173 台分確保しています。

利用状況が著しく変化し支障をきたすことのないよう、職員用駐車場として、現状と同程度の台数を新庁舎敷地内に設ける方向で、検討します。

職員用駐車場台数を **180 台程度** 確保することとします。

これまでの検討結果より、来庁者用・複合化施設部分・公用車用・職員用を合わせた駐車場全体の概略規模(必要想定台数)は、**383 台程度**となります。

なお、基本構想で算定している駐車場規模は、主に第 5 章の検討に必要な敷地面積算出の参考として設定する概略規模となります。基本計画において具体的な施設計画や土地利用計画の検討を進める際に、あわせて精査します。



(2) 駐輪場規模の検討

駐車場規模の検討と同様の考え方に基づいて算定した駐輪場の必要台数は、以下のとおりとなります。

■ 1日当たりの自転車等の平均来庁台数の想定						
区分	人口(人) ※令和5年7月	×	人口に対する 来庁割合	×	自転車等 利用率※	1日当たりの 平均来庁台数
窓口部門の来庁台数	37,750	×	0.9%	×	7%	= <b>24 台/日</b>
窓口部門以外の来庁台数	37,750	×	0.6%	×	7%	= <b>16 台/日</b>
※町民アンケートでは、来庁する際の利用交通手段として自転車利用が約 6%、バイク利用が約1%の比率で見られます。						
■ 必要駐輪場台数の算定						
区分	1日当たりの 平均来庁台数	×	集中度(α)	×	平均滞留時間 (T)/60	設定台数
窓口部門	24	×	30%	×	0.33	= <b>3 台</b>
窓口部門以外	16	×	30%	×	1.00	= <b>5 台</b>
計						<b>8 台</b>

算定された台数(8台)より、来庁者用駐輪場の必要台数としては 10 台程度を見込みます。これに加えて、複合化施設利用者や職員等の利用、現在の利用状況を鑑みて、駐輪場台数を 30 台程度確保することとします。

駐輪場台数を **30 台程度** 確保することとします。

# 第5章 新庁舎の建設位置

## 1 候補地の抽出

新庁舎の建設位置を検討するにあたっては、新庁舎の建設位置となり得る複数の候補地を抽出し、それらを比較・評価を行い、最適地を決定します。この項では、新庁舎の建設位置となり得る複数の候補地を抽出します。

### (1) 前提要件

新庁舎の建設位置となり得る候補地は、以下の3つの前提要件に基づき抽出します。

＜候補地抽出のための前提要件＞

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| <b>前提要件 1</b> | 町民の利用に便利であること   |
| <b>前提要件 2</b> | 一定の敷地面積が確保できること |
| <b>前提要件 3</b> | 災害の危険性が低いこと     |

#### ■ 前提要件 1 町民の利用に便利であること

地方自治法は、「地方公共団体の事務所の位置」について、以下のように規定しています。

##### 地方自治法第4条第2項

(地方公共団体の)事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。

この規定により、役場庁舎へのアクセスが便利であること、来庁手段として自動車の利用が多い本町の交通特性から主要幹線道路に近接、又は路線バス等の公共交通機関からアクセスしやすいことが条件となります。

具体的には、以下の内容が要件として想定されます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>都市計画マスタープランに示された将来の都市構造イメージ【次ページ参照】において、<b>都市交流連携軸となる5本の幹線道路</b>(国道10号・都市計画道路若久苅田線・都市計画道路曾根行橋線・都市計画道路苅田臨海工業線・国道201号バイパス)の<b>沿線</b>から新庁舎の建設位置を抽出することが望ましいと考えられます。</li><li>本町には、町内の主要箇所へのアクセスが可能なコミュニティバス路線があります【次ページ参照】。公共交通機関からのアクセス性を考慮し、新庁舎は<b>コミュニティバス停留所付近</b>に位置することが望ましいと考えられます。</li></ul> |
|--|





## ■ 前提要件2 一定の敷地面積が確保できること

新庁舎建設に際して、最低限必要な敷地規模の設定を行います。

### 1) 庁舎等建物の建築面積

第4章の新庁舎の必要規模の検討より、新庁舎の延床面積は約 9,650 m<sup>2</sup>となっています。

庁舎の階層構成は、町民の利用が多い窓口部門や交流機能を1階から2階までに配置することが一般的です。現庁舎において窓口フロアの待合スペースが十分に設けられていないことや新庁舎において複合化すること等を考慮し、新庁舎低層階のフロア面積を、現庁舎のフロア面積よりも広げた約 2,500 m<sup>2</sup>と仮定すると、新庁舎はおおむね4階建てのイメージとなります。

※現庁舎の主な窓口フロア(2階)の床面積及び建築面積は約 2,000 m<sup>2</sup>です。

### 2) 駐車場等屋外付帯施設の面積

第4章の付帯施設の規模検討から、駐車場、公用車車庫、駐輪場を配置できるスペースに加えて、広場や緑地帯等のオープンスペースを考慮すると、外構部分の必要面積は約 9,800 m<sup>2</sup>となります。

＜屋外付帯施設の面積内訳＞

区分	算定根拠等	必要面積
駐車場 (来庁者(110 台)・複合化施設部分(30 台) 及び職員用(180 台))	320 台 × 25 m <sup>2</sup> /台	約 8,000 m <sup>2</sup>
公用車車庫(63 台分)	現状規模	約 750 m <sup>2</sup>
駐輪場	30 台 × 2 m <sup>2</sup> /台	約 60 m <sup>2</sup>
広場・緑地帯・通路等		約 1,000 m <sup>2</sup>
合計		約 9,810 m <sup>2</sup> →9,800 m <sup>2</sup>

以上により、新庁舎用地 2,500 m<sup>2</sup> + 外構部分 9,800 m<sup>2</sup> = 12,300 m<sup>2</sup>が新庁舎建設に必要な敷地規模となることから、建設候補地は 12,000 m<sup>2</sup>以上の面積を確保できる用地を選定します。

## ■ 前提要件3 災害の危険性が低いこと

庁舎の役割として、安全であることが必要であり、庁舎の建設位置は洪水・高潮・津波・土砂災害等の危険性が低い土地であることが望ましいです。

本町は町域が海と山に囲まれ、特に高潮や土砂災害のハザード区域にあたる箇所が多くあります。そのため、ハザード区域内にある場合でも土地利用や建築計画次第で対応できるものは、候補地として抽出する方向で検討します。

(2) 建設候補地の抽出

前項(1)における前提要件1～3に基づき、該当する町内の土地を候補地として抽出しました。

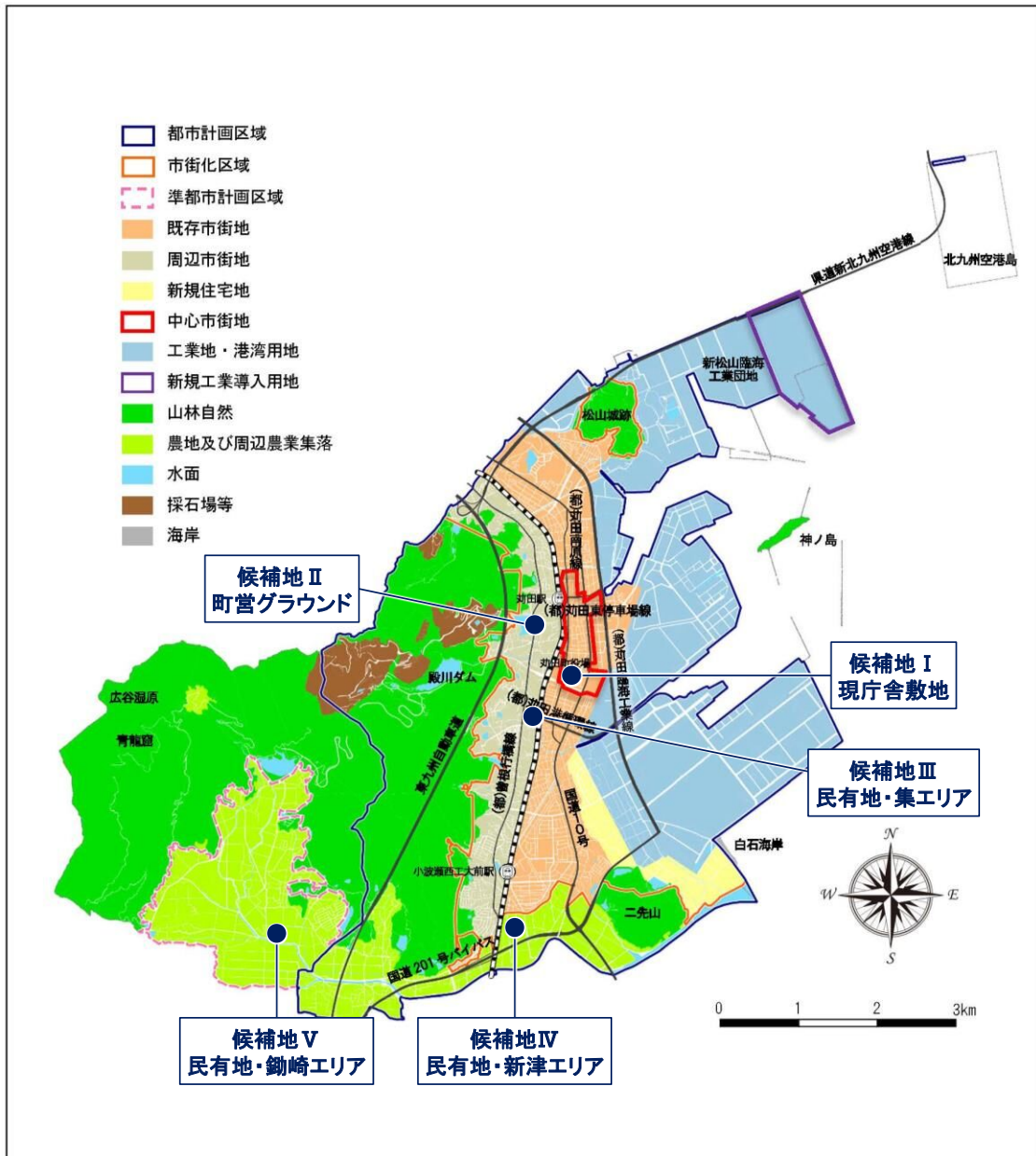
以下に示す候補地Ⅰ～Ⅴの5箇所を新庁舎の建設候補地とします。

なお、候補地Ⅲ～Ⅴの私有地は、具体的な敷地設定や当該土地の取得等について、実際に調整を行っているものではありません。

<各候補地の概要>

候補地	所在地	敷地面積
候補地Ⅰ(現庁舎敷地)	苅田町富久町1-19-1	約 16,500 m <sup>2</sup>
候補地Ⅱ(町営グラウンド)	苅田町光国	約 12,000 m <sup>2</sup>
候補地Ⅲ(私有地・集エリア)	苅田町集	約 20,000 m <sup>2</sup>
候補地Ⅳ(私有地・新津エリア)	苅田町新津	約 17,000 m <sup>2</sup>
候補地Ⅴ(私有地・鋤崎エリア)	苅田町鋤崎	約 23,000 m <sup>2</sup>

<建設候補地位置図>



出典: 都市計画マスタープラン

## 2 候補地の評価

### (1) 評価項目の設定

前項で抽出した各候補地について、第3章で設定した新庁舎整備における基本方針の考え方に沿った庁舎の建設位置としての適性を評価するため、以下の3つの視点に基づき評価項目を設定します。

#### <評価項目>

視点	評価項目	評価内容
防災・まちづくり	敷地の安全性	洪水等による浸水の影響度合い、土砂災害警戒区域との関係、液状化の危険性
	防災拠点としての優位性	緊急輸送道路との接続性、消防本部との位置関係
	まちづくりとの整合	都市計画マスタープランとの整合
町民の利便性	自家用車によるアクセス性	アクセス道路の状況
	公共交通機関によるアクセス性	駅・バス路線との位置関係
	主な公共公益施設との近接性	主な公共公益施設との位置関係
	町域から見たアクセス性	人口重心との位置関係
事業の効率性	敷地の制約	建設中の利用者対応、敷地の状況等
	事業スケジュールへの影響	必要となる敷地関連手続きの有無、工事工程
	経済性	土地取得・整備等を含む庁舎整備に必要な費用

### (2) 評価方法の設定

抽出した各候補地について、土地に関わる現況を上記の評価項目ごとに整理を行い、適性を判断します。

具体的には、上記の評価項目に配点し、以下の評価区分及び評価基準に応じて、各候補地における評価点を集計し、最も点数が高い候補地を新庁舎の建設位置とします。

#### <評価項目の配点>

視点	評価項目	配点	
防災・まちづくり	敷地の安全性	20	40
	防災拠点としての優位性	10	
	まちづくりとの整合	10	
町民の利便性	自家用車によるアクセス性	10	40
	公共交通機関によるアクセス性	10	
	主な公共公益施設等との近接性	10	
	町域から見たアクセス性	10	
事業の効率性	敷地の制約	10	40
	事業スケジュールへの影響	10	
	経済性	20	

※町民アンケート結果も踏まえて、重視すべきと考えられる項目の配点を高めに設定しています。

#### <評価区分・評価基準>

評価区分	評価基準	係数(×配点)
A	特に評価できる(庁舎の建設場所として適している)	1.0
B	一定の評価はできる(庁舎の建設場所として概ね適している)	0.7
C	評価が低い(庁舎の建設場所として課題が多い)	0.3

(3) 候補地の比較・評価

抽出された5つの建設候補地について、前項で設定した評価項目・配点及び評価区分・評価基準に基づき比較・評価すると、下表に示すとおりとなります。

比較・評価の詳細は、次ページの「苅田町新庁舎建設候補地 比較評価一覧」を参照してください。

<評価項目の配点>

評価・比較の視点/配点			候補地Ⅰ 現庁舎敷地		候補地Ⅱ 町営 グラウンド		候補地Ⅲ 民有地・ 集エリア		候補地Ⅳ 民有地・ 新津エリア		候補地Ⅴ 民有地・ 鋤崎エリア	
防災・ まちづくり	敷地の安全性	20	B	14.0	B	14.0	A	20.0	B	14.0	B	14.0
	防災拠点としての 優位性	10	A	10.0	B	7.0	B	7.0	B	7.0	C	3.0
	まちづくりとの 整合	10	A	10.0	A	10.0	B	7.0	C	3.0	C	3.0
町民の 利便性	自家用車による アクセス性	10	A	10.0	B	7.0	B	7.0	A	10.0	B	7.0
	公共交通機関に よるアクセス性	10	A	10.0	B	7.0	B	7.0	C	3.0	B	7.0
	主な公共公益施設 等との近接性	10	A	10.0	B	7.0	B	7.0	C	3.0	B	7.0
	町域から見た アクセス性	10	B	7.0	B	7.0	A	10.0	C	3.0	C	3.0
事業の 効率性	敷地の制約	10	C	3.0	B	7.0	A	10.0	A	10.0	A	10.0
	事業スケジュール への影響	10	B	7.0	B	7.0	C	3.0	C	3.0	C	3.0
	経済性	20	B	14.0	B	14.0	C	6.0	C	6.0	C	6.0
総合評価		120	<b>95.0</b>		87.0		84.0		62.0		63.0	

3 新庁舎の建設位置

比較・評価の結果から、防災拠点としての優位性やまちづくりとの整合、自家用車によるアクセス性等において他の候補地の中でも優位であり、総合評価点が最も高く、全体を通して新庁舎の建設位置として概ね適していると考えられることから、「候補地Ⅰ 現庁舎敷地」を新庁舎の建設位置として設定します。

ただし、敷地の安全性を確保するために建築計画上の制約がかかる点や、埋蔵文化財包蔵地に起因するスケジュールへの影響等の事業推進における課題点については、その対応策を講じながら進める必要があります。

「候補地Ⅰ 現庁舎敷地」を新庁舎の建設位置として設定します。

■ 苅田町新庁舎建設候補地 比較評価一覧

	候補地Ⅰ(町有地:現庁舎敷地)	候補地Ⅱ(町有地:町営グラウンド)	候補地Ⅲ(民有地:集エリア)	候補地Ⅳ(民有地:新津エリア)	候補地Ⅴ(民有地:鋤崎エリア)	
所在地・地図 (方位は何れも 上方が北)						
敷地面積	約 16,500 m <sup>2</sup> (史跡区域を除く)	約 12,000 m <sup>2</sup>	約 20,000 m <sup>2</sup>	約 17,000 m <sup>2</sup>	約 23,000 m <sup>2</sup>	
都市計画	市街化区域・第1種住居地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)	市街化区域・第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)	市街化区域・第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)	都市計画区域・市街化調整区域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)	準都市計画区域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)	
防災・まちづくり	敷地の 安全性	B 東側:高潮浸水深 3~5m 未満 西側:高潮浸水深 0.5~1m 未満 施設計画の工夫で対応可能。 津波浸水、内水・土砂災害想定なし。	B 高潮・津波浸水想定なし 一部、内水・土砂災害想定あるも、可能性 として低く、計画の工夫で対応可能。	A 高潮・津波浸水想定なし 内水・土砂災害想定なし	B 高潮浸水深 3~5m 未満 施設計画の工夫で対応可能。 津波浸水想定なし 内水・土砂災害想定なし	B 高潮浸水深 0.5~1m 未満 内水はん濫浸水深 0.5~1m 未満 施設計画の工夫で対応可能。 土砂災害・津波災害想定なし 液状化の危険性が高い
	防災拠点 としての 優位性	A 緊急輸送道路一次ネットワーク国道 10 号 に約 120m で接続。 二次ネットワーク県道須磨園南原曾根線に 約 600m で接続。 消防本部まで直線距離約 200m。	B 緊急輸送道路二次ネットワーク県道須磨園 南原曾根線に約 150m で接続。 消防本部まで直線距離約 800m。	B 緊急輸送道路二次ネットワーク県道須磨園 南原曾根線に接続。 消防本部まで直線距離約 1 km。	B 町道経由で緊急輸送道路一次ネットワ ーク国道 10 号・国道 201 号バイパスに約 200m で接続。 消防本部まで直線距離約 3.4 km。	C 二次ネットワーク県道須磨園南原曾根線に 約 2.5 km で接続。 消防本部まで直線距離約 5.3 km。
	まちづくりと の整合	A 中心市街地ゾーン内に位置。	A 周辺市街地ゾーン内に位置し、中心市街 地ゾーンに隣接。	A 周辺市街地ゾーン内に位置。	B 農業・集落振興ゾーン内に位置し、既存市 街地ゾーンに隣接。	C 農業・集落振興ゾーン内に位置。
町民の 利便性	自家用車 による アクセス性	A 西:町道(幅員約 16m) 北:町道(幅員約 8m) 東:町道(幅員約 10m) 国道 10 号からのアクセスも容易。	B 西:県道(幅員約 18m) 現状では、上記道路と敷地には高低差が あるが、建設時の改良工事によりアクセス 可能となる。	B 西:県道(幅員約 18m) 北:都市計画道路(事業化未定) 都市計画道路はアンダーパスとなる為、 西側道路からのアクセスのみとなる。	B 西:町道(幅員約 12m) 北:町道(幅員約 5m) 東:町道(幅員約 5m) 国道 201 号バイパス新津交差点からア クセスが可能。	B 南:県道(幅員約 8m) 現状では、上記道路と敷地の間に水路がある が、建設時の改良工事によりアクセス可能 となる。
	公共交通 機関による アクセス性	A 敷地内にコミュニティバス停あり。 (中央、北部、白川、与原・小波瀬ルート) JR 苅田駅から道のりで約 1.2 km	B コミュニティバス北部ルートバス停から約 50m JR 苅田駅(西口)から上記道路利用で約 500m	B コミュニティバス白川、中央ルートバス停から 約 200m JR 苅田駅(西口)から上記道路利用で約 1.7 km	B コミュニティバス中央ルートバス停から約 450m JR 苅田駅から国道 10 号利用で約 5 km JR 小波瀬西工大前駅から約 700m	C コミュニティバス白川ルートバス停から約 150m JR 苅田駅から県道利用で約 8 km JR 小波瀬西工大前駅から県道利用で約 4 km
	公共施設との 近接性	A 図書館(200m)、中央公民館(200m)、総 合体育館(350m)。 苅田郵便局等が近接。 ※( )内は当該施設までの直線距離	B 図書館(600m)、中央公民館(800m)、総 合体育館(1 km)。	B 図書館(700m)、中央公民館(1 km)、総合体 育館(1 km)。	B 図書館(3.2 km)、中央公民館(3.3 km)、総 合体育館(3.2 km)。 最寄りの施設は小波瀬コミュニティセンタ ー(600m)。	C 図書館(5 km)、中央公民館(5.3 km)、総合体 育館 5.3 km)。 西部公民館、白川郵便局、行橋警察署白 川出張所に隣接。
	町域から見た アクセス性	B 人口重心から直線距離で約 800m	B 人口重心から直線距離で約 1.2 km	B 敷地内に人口重心が位置。	A 人口重心から直線距離で約 2.5 km	C 人口重心から直線距離で約 4.2 km
事業の 効率性	敷地の 制約	C 現地建替えとなるため、利用者利便性を 確保するために仮庁舎やローリング計画、 駐車場の確保の検討が必要。 敷地形状・高低差に合わせた土地利用計 画となる。	B 移転建替えとなるため、工事施工が現庁舎 の運用に影響することはない。 既存建物がなく、ある程度平坦であるが、前 面道路との高低差が大きく(約 5m)、当該改 良工事に合わせた土地利用計画となる。	A 移転建替えとなるため、工事施工が現庁舎 の運用に影響することはない。 既存建物がなく、ある程度平坦であるた め、土地利用計画の自由度が高い。	A 移転建替えとなるため、工事施工が現庁舎 の運用に影響することはない。 既存建物がなく、ある程度平坦であるた め、土地利用計画の自由度が高い。	
	事業スケ ジュール への影響	B 埋蔵文化財包蔵地であるため、発掘調査 が必要となる場合がある。 計画内容によっては、設計段階で開発許 可手続きが必要となる場合がある。	B 埋蔵文化財包蔵地であるため、発掘調査 が必要となる場合がある。 設計段階で開発許可手続きが必要であり、 造成等を含む開発工事期間も必要となる。	C 民有地のため、設計着手前に用地交渉が必 要。 埋蔵文化財包蔵地であるため、発掘調査が 必要となる場合がある。 設計段階で開発許可手続きが必要であり、 造成等を含む開発工事期間も必要となる。	C 民有地のため、設計着手前に用地交渉が必 要。 市街化調整区域であり、設計段階で農地 転用や開発許可手続きが必要。また、造 成等を含む開発工事期間も必要となる。	
	経済性	B 仮庁舎が必要となる可能性があり、その整 備費が必要。	B 前面道路との高低差による、アプローチ道 路の改善(拡幅や交差点改良等)が必要 となる。そのため、追加用地取得が必要と なる場合がある。	C 庁舎建設費のほか、用地取得費、造成工事 費、インフラ整備費等が必要。	C 庁舎建設費のほか、用地取得費、造成工 事費、アクセス道路改良(拡幅等)工事 費、インフラ整備費等が必要。	

※国土地理院地図を加工

## 第6章 今後の進め方

### 1 複合化の方向性

複合化に関して、現時点で定めている方向性と引き続き具体的な検討が必要となる項目を整理します。なお、各項目は基本計画段階において検討します。

#### ■ 複合化の方向性

- 表に示す5つの町内既存施設(複合化対象施設)の機能に関して、既存の一部又はすべての機能を庁舎に複合化することとします。
- 規模に関して、第4章に示すとおり、複合化部分の面積として約1,500㎡分を確保することとします。

#### <複合化検討対象施設の方向性>

施設	方向性	延床面積
①三原文化会館	会議室機能、ホールを中心に複合化	約1,500㎡
②歴史資料館	展示スペースを中心に複合化	
③小波瀬水防倉庫	防災資材の保管場所として複合化	
④失業対策事業詰所・勤労者休憩所	建設関連資材の保管場所として複合化	
⑤土地区画整理事務所	新庁舎執務室に含む	

#### ■ 検討事項・考え方

- 新庁舎に複合化する機能に関して、どのような機能を新庁舎に複合化するのか、既存施設の利用状況の更なる整理や調整を行い、検討を進めます。
- 新庁舎建設位置の決定を受けて、当該地周辺施設との連携も踏まえた検討とします。
- 各機能のおおよその面積内訳については、基本計画段階においてモデルプランを作成する等により検討・精査を進めます。

## 2 その他の検討項目

新庁舎建設を進めるにあたって必要となる検討項目を整理します。なお、各項目は基本計画段階において検討します。

### (1) 事業手法について

公共施設の事業手法として、近年では、従来の分離発注方式だけでなく、DB方式やPFI方式など民間活力を導入した様々な手法があり、事業内容に合わせて適した事業手法を検討します。

※分離発注方式…設計業務と施工業務を分けて発注する事業手法。従来の公共事業の発注方式。

※DB方式(Design Build)…設計業務と施工業務を民間に一括発注する事業手法。

※PFI方式(Private Finance Initiative)…設計・施工に加えて維持管理・運營業務を民間に一括発注する事業手法。

### (2) 概算事業費・財源について

事業費は、施設の計画や仕様、整備方法によって異なります。基本計画において施設計画の具体的な検討を進める中で、近年整備された庁舎事例等を参考にしながら、概算事業費を算定します。

また、新庁舎整備事業に充当可能な財政支援制度(国等の交付金・補助金)や積立基金等を整理し、可能な限り財政負担を低減できるような財源確保に努めます。

### (3) 事業スケジュールについて

事業スケジュールは、採用する事業手法によって異なります。令和10年～12年度頃の新庁舎供用開始目標を考慮に入れながら、基本計画において検討・採用する事業手法に応じた事業スケジュールを設定します。

# 巻末資料

## 用語解説（五十音順）

用語	解説
運用管理システム（p.17）	構築された情報システムや設備等がトラブルなく円滑かつ効率的に稼働するよう、継続的に管理を行う体制、又は技術や方法のこと。
エコマテリアル（p.17）	Environmental Conscious Materials(環境を意識した材料)から生まれた造語。「優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクル又は廃棄でき、しかも人に優しい材料(及び材料技術)」を意味する。
エレベーターシャフト（p.8）	エレベーターの籠(ケージ)が昇降する縦穴状の空間のこと。エレベーター昇降路とも言われる。
カーボンニュートラル（p.16）	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する考え方。
開発許可（p.33）	都市計画法に基づくもので、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として、一定規模以上の開発行為(建築物の建築又は特定工作物の建設のために土地の区画形質を変更すること)を行う際に必要とされる許可のこと。
緊急輸送道路（p.31）	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。
建築面積（p.29）	建築物を真上から見たときの外周で求められる面積(水平投影面積)のこと。
構造耐震指標(Is 値)（p.7）	地震力に対する建物の強度、靱性(じんせい:粘り強さ)を表すもので、平面等の形状指数や経年劣化を考慮した指標として、建築物の階ごとに算出する。1つ以上の階の Is 値が目標値を下回っている場合、建物全体において耐震性能が不足していると判断される。
コンクリートの爆裂（p.8）	主に鉄筋コンクリート造において、内部鉄筋が腐食膨張することで周囲のコンクリートが押し出され、コンクリートが内側から破裂する、あるいは、内部鉄筋が露出する現象。建物の強度の低下につながるもの。
市街化調整区域（p.33）	市街化を抑制すべき区域のこと。原則として、市街化を抑制しながら、農地や自然環境の保全を図る地域として位置付けられており、当該区域内では、主に農家住宅や分家住宅のみが建築可能となっている。
準都市計画区域（p.33）	都市計画区域(一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるものとして、都道府県が指定する区域)外の区域のうち、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められるものとして、都市計画法第 5 条の 2 の規定に基づき、都道府県が指定する区域のこと。
人口重心（p.31）	人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点。国勢調査により算出される。
セキュリティゾーニング（p.17）	セキュリティレベルにあわせて諸室のレイアウトを設定し、入室制限などを適切に設けること。



用語	解説
脱炭素 (p.16)	二酸化炭素排出量を実質的にゼロにすることを意味する。
多文化共生 (p.16)	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
デジタル化 (p.1)	アナログな業務プロセスをデジタルに変えること。(例:紙資料の電子化等)
デジタルサイネージ (p.17)	あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
延床面積 (p.21)	建築物の各階の床面積を合計した面積のこと。
非構造部材 (p.9)	建築物を支える柱・梁・床・壁・基礎などの構造部材に対して、天井・間仕切り壁等の内装材、外装材、扉や収納棚等の建築物の居住性や機能性を確保するために設置される部材。設備機器等を含める場合もある。
ふくおか・まごころ駐車場 (p.17)	障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のための駐車区画のこと。 福岡県内の制度として、対象者に利用証を交付することで、公共施設等の駐車場に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるよう支援する「ふくおか・まごころ駐車場」制度がある。当該制度をパーキングパーミット制度と言い、全国 42 府県で導入され、相互利用が可能となっている。
フリーアクセスフロア (p.9)	電源や通信用の配線、空調設備機器等を収納することのできる二重床。特にオフィス・執務室においては、OA(Office Automation)フロアとも言われる。
フレキシビリティ (p.9)	変化に対する柔軟性。空間の用途・機能の変化や増築・改修・間取りの変化などに対応可能であることを意味する。
分離発注方式 (p.35)	設計業務と施工業務を分けて発注する事業手法。従来の公共事業の発注方式。
モデルプラン (p.34)	施設計画の検討において、導入機能や規模設定、配置計画等の妥当性を視覚的に確認するために作成する図面(プラン)のこと。
ユニバーサルデザイン (p.1)	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用できることを目指した建築・設備・製品・情報などの設計(デザイン)のこと。
ユニバーサルレイアウト (p.17)	デスクや椅子を均一に配置するレイアウトのこと。機構改革等による大幅なレイアウト変更・工事を必要としない手法のことを意味する。
ローリング計画 (p.33)	敷地上の制約等により、建物を部分的に解体・建設・移転しながら整備する場合の建替え計画を意味する。
ワンストップサービス (p.17)	必要な複数の手続きを一か所ですべて済ませられること。
ワンストップ窓口 (p.16)	ワンストップサービスを実現するための窓口。総合窓口とも言われる。
ワンフロアサービス (p.17)	階の移動をすることなく、必要な手続きをワンフロアで済ませられること。利用が多い申請・手続き窓口をワンフロアに集約して配置する。
BCP (p.16)	事業継続計画(Business Continuity Plan)のこと。 テロや災害、システム障害など危機的状況下に置かれた場合でも、損害を最小限に抑えつつ、重要な業務が継続できる方策を示す計画を意味する。
DB 方式 (p.35)	設計(Design)業務と施工(Build)業務を民間に一括発注する事業手法。民間活力導入手法の一つ。
DX (p.16)	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。デジタル変革を意味する。データやデジタル技術を活用することで人々の暮らしや、ビジネスモデルの変革を目指すこと。

用語	解説
ICT (p.16)	情報通信技術、情報伝達技術 (Information and Communication Technology) の略。情報通信技術を活用してコミュニケーションを円滑化し、サービス向上などに活かすこと。
LCC (p.16)	Life Cycle Cost の略。ライフサイクルコスト。 施設整備から運用管理にかかる全ての費用。イニシャルコスト(建設費)とランニングコスト(光熱水費等の維持管理・運営費)の合計。
OA化 (p.9)	Office Automation の略。事務的な業務の効率化を目的として、オフィスの定型業務を電子機器等の使用により自動化することを指す。
PFI方式 (p.35)	Private Finance Initiative の略。設計・施工に加えて維持管理・運営業務を民間に一括発注する事業手法。民間活力導入手法の一つ。
SDGs (p.16)	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、貧困や気候変動、ジェンダー平等といった世界が抱える様々な課題を解決すべく、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに達成すべき国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。 苅田町では、令和3年6月1日付で「苅田町SDGs推進方針」を策定し、「町の最上位計画である総合計画の推進を図ることによって、SDGsの達成を目指す」という基本的な考え方を示している。
ZEB (p.16)	Net Zero Energy Building の略。 省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。

※ページ数は、当該語句が最初に記載されるページを示しています。